

さきめしいこま+プレミアムキャンペーン実施要領

1.趣旨

新型コロナウイルス感染症の長期化及び原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者を先払いで支援するオンライン販売サイト(以下「ごちめし」という。)を活用した「さきめしいこま+プレミアムキャンペーン」(以下「さきめし+」という)の実施することについて必要な事項を定める。

2.発行するプレミアムチケットの概要

(1) 名称

さきめしいこま+プレミアムチケット(以下「チケット」という。)

(2) 発行形態

先払いで事業者を支援するオンライン販売サイト「ごちめし」の活用

(3) プレミアム率

30%

(4) チケットの発行総額

チケット総額	520,000,000円
	(第3弾 260,000,000円 第4弾 260,000,000円)
内訳 チケット額	400,000,000円
	(第3弾 200,000,000円 第4弾200,000,000円)
プレミアム額	120,000,000円
	(第3弾 60,000,000円 第4弾60,000,000円)

(5) チケットの販売単位:以下の2種類とする。

- ・チケット額500円(プレミアム価格650円分として使用可能)
- ・チケット額1,000円(プレミアム価格1,300円分として使用可能)

(6) チケットの購入可能期間

第3弾 令和4年8月8日(月)～令和5年1月31日(火)

第4弾 令和4年12月1日(木)～令和5年2月28日(火)

※チケットのプレミアム額が上限に達した時点で販売終了とする。
※新型コロナウイルス感染拡大の影響により期間を変更することがある。

(7) チケットの使用可能期間

第3弾 令和4年8月8日(月)～令和5年1月31日(火)

第4弾 令和4年12月1日(木)～令和5年2月28日(火)

※使用可能期間を超えるとチケットは利用できない。
※新型コロナウイルス感染拡大の影響により期間を変更することがある。

(8) チケットの購入上限金額

【第3弾】

1回の購入につき、チケット額1万円分(プレミアム価格1万3000円分)まで購入可能

・チケット額500円(プレミアム価格650円分)は1回の購入につき20枚まで購入可能

・チケット額1,000円(プレミアム価格1,300円分)は1回の購入につき10枚まで購入可能

※1人あたりの購入上限は1店舗につきチケット額30,000円(プレミアム価格39,000円分)まで。

【第4弾】

1回の購入につき、チケット額10万円分(プレミアム価格13万円分)まで購入可能

・チケット額500円(プレミアム価格650円分)は1回の購入につき200枚まで購入可能

・チケット額1,000円(プレミアム価格1,300円分)は1回の購入につき100枚まで購入可能

※1人あたりの購入上限は1店舗につきチケット額100,000円(プレミアム価格130,000円分)まで。

(9) 参加店の販売上限額

【第3弾】

1店舗につきチケット額300万円(プレミアム価格390万円)まで販売可能

※販売上限額に達した場合は、販売終了とする。

【第4弾】

1店舗につきチケット額400万円(プレミアム価格520万円)まで販売可能

※販売上限額に達した場合は、販売終了とする。

3. チケットの購入から振り込みまでの流れ

(例)

- ① 利用者がチケットを購入(チケット額 1000 円)
- ② 店舗にチケット購入分の金額が「さきめし+」より振り込まれる(チケット額 1000 円)
- ③ 利用者がチケットを使用して店舗で購入(プレミアム価格 1300 円分)
- ④ チケットが使用された分のプレミアム額(300 円)を事務局から店舗へ支払い

4. チケットの基本的な取扱い

- (1) チケットは、商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できる。
- (2) チケットを現金化することはできない。
- (3) 商品・サービス等の利用時に使用するチケットの額に満たない場合、つり銭を出すことを認めない。
また、チケットの額面を超える不足分がある場合は現金等で受け取ること。

(4) チケットの紛失、盗難については、チケット購入者の自己責任とする。

5. チケットの利用対象とならないもの

- (1) 出資や金融商品
- (2) 債務の支払い(振込代金、振込手数料、電気・ガス、水道料金等)
- (3) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの及び家庭系指定ごみ袋・大型ごみ処理券の購入
- (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証票の購入
- (6) スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63条)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- (7) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (8) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い
- (9) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い
- (11) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (12) 国や地方公共団体への支払い(税金、国民健康保険料等)
- (13) その他本要領の趣旨にそぐわないもの

6. 参加店の応募資格

- ① 中小企業者または小規模企業者※で、生駒市内で営業している飲食店、小売業、理美容業などの事業者であること。(※中小企業者または小規模企業者は、中小企業基本法第2条第1項または第5項の者である。)
- ② 以下(ア)～(ウ)ができること。
 - (ア) 「さきめし+」の仕組みや一連の操作の理解
 - (イ) 「さきめし+」管理者専用ページにログインし、利用履歴や利用情報等を確認
 - (ウ) 利用者が「さきめし+」でチケットを購入する際の利用に関する一連の操作を支援

7. 参加できない店舗

- (ア) 以下のいずれかに該当する店舗
 - ・ 食品・日用品等の生活必需品を取り扱う店舗
(例:スーパー、コンビニ、ドラッグストア など)
 - ・ 運営母体が大企業である飲食業のチェーン店、フランチャイズ店
- (イ) 「5 チケットの利用対象とならないもの」で定めるチケットが利用できない商品・サービスのみを取扱うもの。

- (ウ) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

8.参加店の責務

- (1) 参加店であることが分かるよう、事務局が配布するステッカー等を来店者の目に付きやすい場所に掲示すること。
- (2) 参加店は、利用者が一人チケット額3万円の上限を超えてチケットの購入や参加店での利用等をしようとするときは、利用者に対し、注意及びチケット額3万円の上限を超えての使用を拒否すること。
- (3) 参加店の登録事項に変更があった時は速やかに事務局へ届け出ること。
- (4) 参加店が休業・閉業となる場合は、休業・閉業の2週間前までに事務局へ届け出ること。
- (5) 利用者がチケットを持参したときは、正規のものであるか、他店のチケットではないか等を確認の上、チケット額面分の商品の販売、サービス等の提供を行い、差額が生じる場合につり銭は支払わず、不足分は現金等で徴収すること。
- (6) 明らかな偽造等の不正利用の疑いがあるときは、チケットの使用を拒否するとともに速やかに事務局に申し出ること。
- (7) 取引によりチケット提示された時は、再利用を防止するため、必ず「オーダー確認ボタン」を押し、チケットを「使用済」にすること。
- (8) チケットの転売は行わないこと。
- (9) 参加店は自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に利用しないこと。
- (10) 参加店は自ら自店のチケットを購入し、自店舗で使用したかのように偽る等の不正行為は固く禁じる。
- (11) 参加店がチケットを「使用済」にしなかったこと等の参加店の過失により生じる使用期限切れ等による損失は参加店の負担とする。
- (12) チケット利用者に対して参加店独自の特典を付与するなど、誘客の工夫を努力すること。
- (13) 参加店は本責務及びそれ以外のことについても、善良な管理者の注意をもって「さきめし+」を実施すること。
- (14) その他、市や事務局からの指示を遵守すること。

9.参加店の登録手続き

① 申込方法

登録を希望する事業者は、ウェブサイト上から「ごちめし」への登録をした後、「さきめしいこま+プレミアムキャンペーン参加申請書兼誓約書」を事務局へ提出をすること。

② 募集期間

第3弾 募集開始から令和5年1月31日(火)まで

第4弾 募集開始から令和5年2月28日(火)まで

※チケットのプレミアム額が上限に達した場合、上記期間に関わらず店舗の募集も終了する。

③ 参加店の承認

登録完了後、参加店として承認し、事務局からマニュアルやステッカー等を配布する。

④ 登録料

不要

10. プレミアム額の支払い

使用済になったチケットのプレミアム額について、申請書に記入した口座へ振込により事務局から支払う。

※口座振込以外の支払いは行わない。

11. 違反等に対する措置

参加店が本要領に違反したと認められる場合は、チケットの売り上げ及びプレミアム分の支払い拒否や参加店舗登録の取消しともに、店舗名の公表、チケット売り上げ額及びプレミアム額の累計額の全てまたは一部の返還や損害賠償請求等を行う。

12. その他

本要領は変更の可能性があります。予めご了承ください。

<お問い合わせ先>

「さきめしいこま+」プレミアムキャンペーン事務局コールセンター

平日10:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は休業)

TEL 0570-044-844 FAX 0570-029-184

特設ホームページ <https://www.knt.co.jp/ec/sakimeshiikoma/>

附 則

令和4年7月1日施行

令和4年7月28日一部改訂

令和4年8月26日一部改訂

令和4年11月9日一部改訂